

穂高広域施設組合 処理施設検討委員会が 提言書を提出

穂高広域施設組合の処理施設検討委員会が4月19日、ごみの減量・資源化や一般廃棄物最終処分場の建設用地選定などに係る提言書を、同組合管理者である平林市長に提出しました。

提言では、平成22年度までに平成13年度を基準年とし、家庭・事業系ごみの排出量を5%以上減量するほか、平成13年度に20%だった資源化率を24%まで引き上げること目標としています。

また、組合外の民間処分場に頼っている一般廃棄物の最終処分について、現在委託している中野市の民間処分場の使用期限が迫っていることなどから、組合管内で新たに処分場を確保するとしています。処分場の候補地としては、組合加入6市町村の中で、人口およびごみ排出量がもっとも多い安曇野市から選定するものとし、施設の規模は敷地面積2^{ヘクタール}以上、年間3,300^{トン}の廃棄物を平成25年から平成39年の15年間埋め立てられるものとしています。

同組合では今後、この提言書について構成市町村に説明するとともに、具体的な計画を検討していく予定です。



平成16年度、安曇野市の家庭ごみ収集量は6市町村で最も多い20,864^{トン}で2番目に多い池田町の2,533^{トン}と比べ8倍以上にもなる

下水道料金は、市内全地域が改定の対象となります。上水道と同様、料金改定の背景は「広報あづみの4月号」でお知らせしましたが、今回は新

下水道

下水道料金は 全地域で変更

下水道料金は10月請求分(豊科・三郷・明科)と11月請求分(穂高・堀金)から適用。

新しい料金体系についてお知らせします。料金は、豊科地域と穂高・三郷・堀金・明科地域に分けて設定しています。改定後の水道料金は、お住まいの地域や使用水量によって異なりますので、下表でご確認ください。時期は豊科・三郷・明科が10月請求分からで、穂高・堀金も11月請求分からです。今後市では下水道事業の経費節減と事務の効率化を図り、事業の健全運営に努めます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ

上下水道部業務課

(TEL 72・3111)

《下水道料金改定表》

豊科地域 (新料金適用は10月請求分(8月検針分)から)

種 別	区 分	(旧) 排除した汚水量	(旧) 料金	(新) 排除した汚水量	(新) 料金
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,575円	10m ³ まで	1,785円
	1m ³ につき	11m ³ ～30m ³	157.5円	11m ³ ～30m ³	178.5円
		31m ³ ～100m ³	173.25円	31m ³ ～100m ³	194.25円
		101m ³ 以上	199.5円	101m ³ 以上	204.75円
公衆浴場	1m ³ につき		42円	1m ³ につき	44.1円
	一時使用	1m ³ につき	199.5円	1m ³ につき	204.75円

穂高地域 (新料金適用は11月請求分(9月検針分)から)

種 別	区 分	(旧) 排除した汚水量	(旧) 料金	(新) 排除した汚水量	(新) 料金
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,732.5円	10m ³ まで	1,890円
	1m ³ につき	11m ³ ～30m ³	173.25円	11m ³ ～30m ³	189円
		31m ³ ～50m ³	183.75円	31m ³ ～100m ³	199.5円
		51m ³ ～100m ³	194.25円	101m ³ 以上	210円
		101m ³ ～300m ³	204.75円		
		301m ³ 以上	215.25円		
一時使用	1m ³ につき		210円	1m ³ につき	210円

三郷・堀金地域 (三郷：新料金適用は10月請求分(8月検針分)から) (堀金：新料金適用は11月請求分(9月検針分)から)

種 別	区 分	(旧) 排除した汚水量	(旧) 料金	(新) 排除した汚水量	(新) 料金
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,680円	10m ³ まで	1,890円
	1m ³ につき	11m ³ ～30m ³	168円	11m ³ ～30m ³	189円
		31m ³ ～50m ³	178.5円	31m ³ ～100m ³	199.5円
		51m ³ ～100m ³	189円	101m ³ 以上	210円
		101m ³ ～300m ³	199.5円		
		301m ³ 以上	210円		
一時使用	1m ³ につき		210円	1m ³ につき	210円

明科地域 (新料金適用は10月請求分(8月検針分)から)

種 別	区 分	(旧) 排除した汚水量	(旧) 料金	(新) 排除した汚水量	(新) 料金
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,890円	10m ³ まで	1,890円
	1m ³ につき	11m ³ ～30m ³	147円	11m ³ ～30m ³	189円
		31m ³ ～100m ³		31m ³ ～100m ³	199.5円
		101m ³ 以上		101m ³ 以上	210円
一時使用	1m ³ につき		210円	1m ³ につき	210円



穂高地域の皆さまにはご負担をお掛けしますが、今後とも一層の経費の節減を図りながら健全な運営に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ

上下水道部業務課

(TEL 72・3111)

上水道

穂高地域の水道料金が 10月請求分から変更

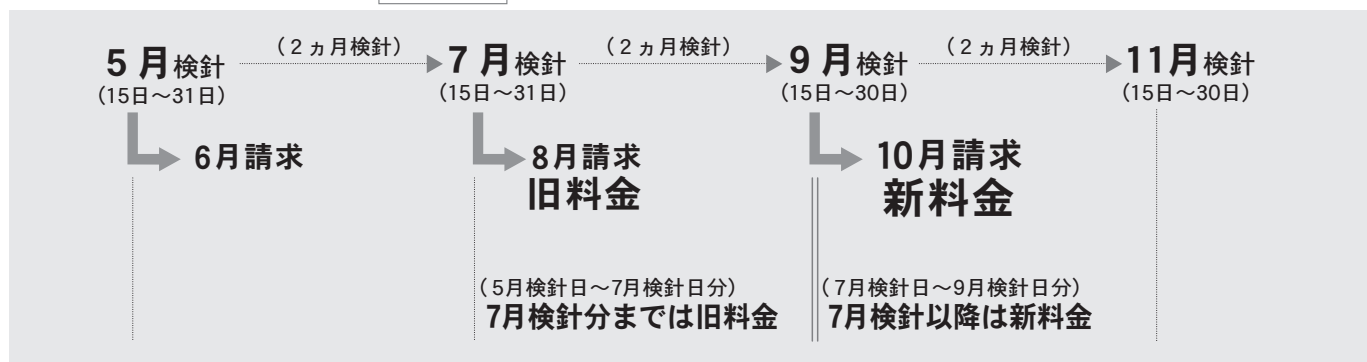
穂高地域の水道料金は、一般家庭用で10月請求分から変わります。

水道事業の健全な経営と安定給水の確保のため、本年10月請求分から穂高地域の水道料金が新料金となります。

改正の背景については、「広報あづみの4月号」でお知らせしましたが、今回は改定の時期と金額についてお知らせします。料金の引き上げに当たっては、水道使用量が多いほど高額な負担となる通増制^{ていぞう}料金を採用することとし、一般生活者に大きな負担とならないよう配慮しました。

現在は、1世帯当たりの平均的な水道使用料金は1期(2ヵ月)で6,000円、8,000円程度ですが、一般家庭で平均12、13%の値上げとなることから、新料金では800円、1,000円程度の負担増となります。

新料金の適用時期 (一般家庭は10月請求分から新料金)



新 料 金 表

用 途	口 径 (mm)	基 本 料 金 (1ヵ月につき)				超 過 料 金 (1㎡につき)		
		水 量	(旧)料金 (円)	(新)料金 (円)	増加額 (円)	(旧)料金	(新) 料 金	
一般用	13	10㎡	1,570	1,750	180	11㎡以上 (一律) 168円	11㎡以上 30㎡まで 190円	31㎡以上 205円
	20		2,200	2,500	300			
	25		2,940	3,400	460			
	30		3,670	4,400	730			
	40		3,880	4,700	820			
	50		4,930	7,000	2,070			
	75		6,300	9,000	2,700			
	100		8,190	12,000	3,810	超過料金については、従来の一 律 料金設定を変更し、2段階による 超過料金設定となります。		
公 衆 浴場用		500㎡	14,700	16,900	2,200	73円	501㎡ 以上 84円	
別荘用	1 年	120㎡	22,750	21,000	▲ 1,750	178円	121㎡～360㎡ 190円	361㎡以上 205円
臨時用	全	10㎡	6,300	改定なし		525円	改定なし	